

琴浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 6 月
琴浦町町民生活課

1 目的

「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領」(以下「本要領」という。)は、琴浦町(以下「本町」という。)が、「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務」(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、本業務を実施する事業者を選定するための公募手続き等を示すものである。

令和6年3月に表明した「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」に基づき、脱炭素社会の実現に向けて住民・事業者と一体的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくための具体的な指針を示すため、「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「区域施策編」という。)を策定する。この計画策定を支援する事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

2 業務の概要

区 分	内 容
(1)業務の名称	琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務
(2)業務の内容	別紙「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託仕様書」による
(3)履行期間	契約締結日から令和7年3月28日
(4)上限額	4,747,000円(消費税及び地方消費税を含む。) 本業務に関する金額は、単に業務規模を示したものであり、契約にかかる予定価格を示すものではない。 また、提案内容に関わらず、上限額を超える提案は受付けない。
(5)実施形式	公募型プロポーザル
(6)実施条件	本業務は、区域施策編の策定を行うと同時に、第3次琴浦町環境基本計画(以下「基本計画」という。)に第3次琴浦町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)とともに包含し、さらには気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」(以下「適応計画」という。)も包含する新たな環境基本計画として統合するものであることを理解した上で業務を行うものとする。
(7)既存計画	基本計画及び事務事業編の内容については、本町ホームページにて参照すること。 ・基本計画 https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2023060800050/ ・事務事業編 https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2023112900110/
(8)担当部署及び提出先	琴浦町町民生活課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2 電 話 : 0858-52-1703 ファクシミリ : 0858-49-0000 電子メール : tyoumin@town.kotoura.tottori.jp

3 参加資格条件

本業務に参加しようとする者(共同参加者も含む)は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取消されていない法人等であること。
- (3) 本町が行う建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと(更生計画の認可決定がなされている場合は除く。)
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(再生計画の認可決定がなされている場合は除く。)
- (7) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、客観的に経営状態が不健全であると判断されない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (9) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (11) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (12) 令和5・6年度琴浦町競争入札参加資格申請において、測量等業務の土木関係建設コンサルタント業務(建設コンサルタント登録部門の「都市計画及び地方計画」又は「建設環境」に該当するもの)、又は物品・役務(営業種目表における「その他委託・その他」に該当するもの)で申請を行い受理された者であること。ただし、当該資格申請を受理されていない者であっても、本プロポーザルの参加申込書提出期限までに受理されればよい。
- (13) 過去10年間に、国又は地方公共団体と、本業務と同種及び類似と認められる業務の契約を締結及び履行した実績が5件以上あり、かつ、中国地方管内において1件以上の実績があること。なお、同種及び類似業務とは「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「再生可能エネルギー導入のための計画」、「環境基本計画」の策定業務又は改定業務をいう。

4 参加申込

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
- (2) 提出方法
琴浦町町民生活課に持参又は郵送
- (3) 提出期限
「9 スケジュール」のとおり
- (4) 参加資格の有無の確認結果
参加資格の有無に関する確認結果については、参加申込者に提案資格確認結果通知書(様式第3号)により通知する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない）
- イ 見積書（任意様式）（企画提案作成要項の2 見積書作成の条件を参考にする。）

(2) 企画提案書等に記載すべき事項

- ア 企画提案書（見積書含む）は任意様式とするが、別紙「企画提案作成要項」を参照し、文章やイメージ図等で簡潔に記載すること。提案書は、原則としてA4サイズ、両面印刷とし、20 ページ以内を目安として作成すること。
- イ 提出方法 琴浦町町民生活課に持参又は郵送
- ウ 提出期限 令和6年7月26日（金）午後5時（必着）
- エ 提出部数 正本1部、副本7部とする。なお、提出のあった資料は返却しない。

6 質疑・回答

(1) 受付期間

「9 スケジュール」のとおり

(2) 提出方法

質問書（様式第4号）を「担当課」まで電子メールにより提出すること。件名を【プロポ質問書（事業者名）】として提出すること。

(3) 回答期限

「9 スケジュール」のとおり

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、随時行うものとする。なお、回答については、質問者を含め、回答時点で参加申込のあったすべての参加申込者に電子メールで知らせるとともに、同日に琴浦町ホームページに回答内容を公表する。

7 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、本業務審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、別紙で示す「評価基準」に基づき、委員会委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の平均が最も高い者を、第一順位の受託候補者として特定する。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

- ア 業務に要する経費に関する項目の各委員の評価点の平均
- イ 業務遂行能力・受託実績に関する項目の各委員の評価点の平均

(2) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す「評価基準」に基づき審査する。

- ア 制度に対する理解
- イ 業務遂行能力・受託実績
- ウ 調査・集計の方法と企画能力
- エ 自社の優位性・独自性
- オ 業務に要する経費
- カ その他

(3) 失格基準

いずれかの事項に該当する場合、当該業務の遂行に支障をきたすものとし、失格とす

る。

ア 評価点の合計が60点未満のもの

イ (2)のオにおいて提示する見積価格が業務委託上限額を超えたもの

(4) プレゼンテーションの実施

ア 企画提案書を提出した者は、令和6年8月1日（木）に行う委員会において、プレゼンテーションを行う。開始時間・場所等については、別途電子メールで通知する。

イ ヒアリングは1社につき30分（説明20分、質疑10分）以内を予定。

ウ 参加人数は3名以内とする。

エ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に連絡を行い、町が準備したプロジェクター（HDMIケーブル使用）及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

オ プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、採否に関わらずすべての企画提案書提案者に結果通知書（様式第5号）を通知する。なお、選定結果については受託候補者及び次点の企画提案書提案者のみを公表することとし、その他の委員会での審査内容及び結果については公表しない。また、選定結果についての不服申立ては、一切受付けない。

8 契約

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

特定された受託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提案者と協議できるものとする。

9 スケジュール（予定）

内容	日時
調達公告	令和6年6月28日（金）
参加申込書提出期限	令和6年7月10日（水）午後5時まで
質問書提出期限	参加申込提出後から 令和6年7月16日（火）午後5時まで
質問の回答期限	随時回答し、最終回答は令和6年7月19日（金） までに行う
参加資格決定・通知	随時決定し通知する
企画提案書提出期限	令和6年7月26日（金）午後5時まで
プレゼンテーション詳細日程通知	令和6年7月29日（月）頃電子メールで行う
プレゼンテーション実施	令和6年8月1日（木）
候補者の特定	令和6年8月2日（金）
選定結果通知受託候補者と委託内容の協議開始	令和6年8月5日（月）
契約締結（予定）	令和6年8月9日（金）

10 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本要領に違反すると認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- キ その他、本町があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) その他

- ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- エ 町は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- オ 町は、企画提案者から提出された企画提案書について琴浦町情報公開条例（平成16年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

11 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、書面により本町の承諾を得なければならない。

(2) 共同参加により本業務を遂行するにあたっては、代表事業者を決定した上で各社の事業分担を明確にし、業務の仕様を満たすこと。なお、契約については、業務内容別の契約も可能とする。

(3) 遵守事項

本業務を遂行するにあたっては、本町の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。